

商品概要説明書

ジャックスローン（リフォーム）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商品名	ジャックスローン（リフォーム）
ご利用いただける方	○個人の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 75 歳以下の方。 ○安定・継続した収入のある方。 ○本人、配偶者またはご家族（二親等以内）が住居を所有している方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。 ○リフォームローンまたは住宅ローンの借換を資金用途に含む場合は、その借換対象ローンに直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。 ○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	○次のご資金が対象です。 ①増改築・改修・補修資金 ②キッチン、バス、トイレなどのリフォーム資金 ③家庭用蓄電池・太陽光発電システム（50 k w 未満）などの住宅設備資金 ④門塀、造園、車庫などのエクステリア資金 ⑤上記①～④以外で J A が認めた資金 ⑥リフォームローンの借換資金 ⑦上記①～⑤の資金と同時に購入する家電・家具などの資金 但し、事業性資金・投機等不健全な資金は除きます。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、農業従事者を除く自営業者は 1,000 万円以内とする また、資金用途⑦については 50 万円までとします。 また、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 20 年以内（1 ヶ月単位）とします。 但し、借換資金のみの場合は、残存償還期間以内とします。
借入利率	○固定金利型 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ※お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の５０％以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので保証人は不要です。								
保証料	○分割後払方式 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料はお借入金利に含まれます。								
団体信用生命共済	○当ＪＡ所定の３種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 お借入金額が１,０００万円以内、かつ、お借入期間が１５年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意（加入できない方を含みます）とします。 なお、共済掛金は、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年０．１０％</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年０．１５％</td></tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年０．１０％	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年０．１５％
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年０．１０％								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年０．１５％								
９大疾病補償保険	○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年０．３２％								
手数料	○新規事務取扱手数料…５,５００円（税込） ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ① 全額繰上返済の場合…３,３００円（税込） ② 一部繰上返済の場合…３,３００円（税込） ○インターネットバンキングによる一部繰上返済の場合 ① 繰上返済手数料は無料です、 ② 約定返済後の残高の９０％が、１回あたりの返済上限額です。 ③ １回あたりの返済下限額は１０,０００円です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は５,５００円（税込）の条件変更手数料が必要です。								

苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）またはリスク管理部審査課（電話：042-666-6511）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。																